

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月23日	
鳥取市長 様	
提出者	
住 所 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 675－1	
氏 名 岩美町長 長 戸 清	
（公印省略）	
電話番号 0857－73－1567	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	岩美町浦富浄化センター
事業場の所在地	鳥取県岩美郡岩美町大字牧谷 1892－2
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	公共下水道（污水处理）
2 事業の規模	昨年度の維持管理費 49,472 千円
3 従業員数	管理職員数（担当課） 10 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 ・事業場内で脱水後搬出 ⇒ 鳥取市秋里下水処理場内焼却施設で焼却 ⇒ 焼却灰を製鉄用保温用粉剤、土木用盛土材の原料として利用。

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 【廃棄物処理統括責任者】 岩美町長 長戸 清 1 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ②技術管理者等の設置 ③委託契約の締結 ④その他関係する事項の決定承認 【廃棄物担当】 建設水道課 (10 人) 1 廃棄物処理計画の策定 ②廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 2 廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 3 処理業者、再生利用業者の調査、選定 ⑤監督官庁への各種報告 ⑥その他関係する事項 【処理場責任者】 廃棄物担当のうち 1 人 1 廃棄物処理施設運転の監督 ②廃棄物処理作業の監督 ③廃棄物処理日程の作成 4 処理業者への指導・監督 ⑤職員に対する教育・啓発 5 産業廃棄物管理票の交付・管理 ⑦その他関係する事項			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度 (令和 6 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	排 出 量	16,171 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・水産加工業者へ排水適正化の指導		
2 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	排 出 量	19,016 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・水産加工業者へ排水適正化の指導を徹底し排出削減を図る。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし		

	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし
--	-----	---------------------------------------

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

1 現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

1 現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	15, 848 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら熱回収を行う	0 t	t

		産業廃棄物の量		
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	18,636 t	t
		(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
1 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	
	全処理委託量	323 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t

			再生利用業者への 処理委託 量	323 t	t
			認定熱回収業者への 処理委託 量	0 t	t
			認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託 量	0 t	t
		(これまでに実施した取組) 大谷浄化センターで脱水した後、場外搬出し、鳥取市秋里下水処理場内の焼却施設で焼却する。 焼却後の焼却灰は、製鉄用保温用粉剤、土木用盛土材の原料として利用している。			

(第5面)

	②計画	【目標】			
		産業廃棄物の種類	汚 泥		
		全処理委託 量	380 t		t
		優良認定処理業者への 処理委託 量	0 t		t
		再生利用業者への 処理委託 量	380 t		t
		認定熱回収業者への 処理委託 量	t		t
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への 処理委託 量	t		t
		(今後実施する予定の取組)			

※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

